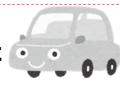
まちからのお知らせ

有料道路の障害者割引制度が改正されました



間 保健福祉センター 福祉係 (☎ 44-4560)

◇障害者割引制度とは

身体障害者手帳または療育手帳(重度障がい) を持つ人が自動車を運転または乗車して有料道路 を利用する場合、ETC 利用時または手帳を提示 することで通行料が半額になる制度です。なお、 本割引制度の利用には、事前に登録申請をしてお く必要があります。登録申請はオンライン申請(改 正②) のほか、保健福祉センターで行っています。

■改正① 割引対象車両1人1台要件の緩和

これまで、対象となる自動車を事前登録し、1 人1台分のみ割引の適用となっていた本割引制度 が、3月27日に改正(要件が緩和)されました。

改正後は、タクシーや福祉有償運送、レンタ カー、知人の自家用車など、事前登録されていな い自動車で有料道路を利用した場合でも、料金所 で障害者割引登録済みであることを示すシールが 貼付された障害者手帳等を提示することで、割引

が適用されるようになりました。

なお、タクシーや福祉有償運送は、介護運転の 場合のみです。すでに割引の登録手続きを行って いる人は、次回更新まで新たな手続きは不要です。

■改正② オンライン申請の導入

本割引制度の利用にあたり、自動車を登録して ETC 利用の登録申請を希望する人は、オンライ ンでの申請も可能となりました。オンラインで申 請するためには、マイナンバーカード の取得と「マイナポータル」への登録 が必要です。

◇オンライン申請受付サイト

二次元バーコード (オンライン申請)

(https://www.expressway-discount.jp)

- ▶割引制度・オンライン申請について
- 問 NEXCO 東日本お客様センター
- (な 0570-024-024 または な 03-5308-2424)
- ▶窓□での申請について
- 問 保健福祉センター 福祉係

(**2** 44-4560)



NEXCO 東日本ホームページ

金ケ崎町グリーンカーテン推進事業 一般家庭・民間事業所の参加を募集します



問·応募先 生活環境課 環境対策係(☎ 42-2111、内線 2133)

町はこれまで、地球温暖化対策として毎年東北 電力ネットワーク㈱水沢電力センターからゴーヤ とアサガオを提供いただき、公共施設での『グリー ンカーテン推進事業』を実施してきました。

本年度、「ちょうみんグリーンアクション」を 軸とした、役場、町民、事業者の3者で一体となっ てさらなる地球温暖化対策に取り組むため、町と 一緒にグリーンカーテン推進事業に取り組んでい ただける参加者を募集します。

◇グリーンカーテンとは

つる性の植物で建物の窓や壁を覆い、強い夏の 日差しを和らげる、自然の力を利用した夏場の省 エネルギーの取り組みです。

【募集概要】

- ■取り組み内容 グリーンカーテンを自宅等の窓 際に設置し、夏の消費電力抑制に取り組みます。 苗等を生活環境課で受け取り、6月~9月の約4 カ月間取り組みます。毎月下旬に職員が効果等の 確認を行い、事業の成果を広報等で公表します。
- ■募集数 一般家庭5世帯、民間事業所3社 ※氏名・事業所名が公表可能であること
- ■配布物 ゴーヤ苗 12 本、プランター 4 個、ネッ ト2枚 ※一般家庭はその半分。プランターは 終了後に回収します。
- ■募集期間 5月22日(月)~31日(水)
- ■応募方法 電話申し込み。※先着順です

体のテ 使って、 育長、参事兼総務課長、各課長 ■出席予定者 町長、副町長: 相談ください。 望がある場合は、 その他 (程度) うるため でする意見をお聞 能です。 していませ 町からの主要課題の報告は予 情報交換を行 自宅からインタ 懇談会を開催 ウェブで視聴することも 町民懇談会を開催 ウェブでの視聴方法に 町民の皆さんの町政に (等と参加者との懇 ※昨年までのよう 事前に総務課に かせください ます。 い質問・要 地区全 トを じまま ます

■閚催口程

せ版6月号

ついては、

広報かねがさきお知ら

月日	会 場	時間
6月19日(月)	南方地区生涯教育センター	
6月20日(火)	街地区生涯教育センター	
6月22日(株)	三ケ尻地区生涯教育センター	午後6時30分 ~8時
6月26日(月)	北部地区生涯教育センター	~ O □ ₹
6月29日(株)	西部地区生涯教育センター	
6月30日金	永岡地区生涯教育センター	

- お住まいの地区以外の会場でも参加することができます。
- 終了時間は目安です。内容によって変更となる場合があります。
- ※3 昨年の町民懇談会にて、同懇談会の廃止を検討している旨の説明をしましたが、継続 を希望する意見をいただいたため、本年度は開催することとしました。

■申し込みの流れ

【開催予定日のおよそ1~3カ月前】

- ①事前申し込み
- 予定している開催日時、場所について、事前に 相談ください。町長の日程を確認し、返答します。 ②開催日の決定

【開催日のおそくとも2週間前まで】

- ①案内文書(町長あて)を町に提出
- ・案内文書には、開催日時、場所、内容(事前質問 要望があれば記載)、連絡先を記載してください。 任意様式で構いません。

【当日】

- ①町長と内容に応じた担当課長等が出席
- 事前に課題・要望等を具体的に提供いただいた 内容については、回答を用意して出席します。

政座談会の 受け

町政座談会の受け

付けを次のとおり

変更します。

受け付け時期

(座談会の

総務課

広報公聴係

(内線2319)

意見交換を行ってい

ます

め各担当課

0

長等が出席

地域の

い皆さん-

ば、

町民懇談会の開催に伴い

各担当課長が出席する

する。影

付

各自治会等が主催する町政座談会 と長

広報かねがさき● 2023-5 **2** 3 広報かねがさき●令和5年5月